平成２３年（フ）第４７号
熊本県人吉市北泉田町198番地８
債務者　尾﨑　國男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１１０８０号
東京都江東区辰巳１丁目10―86―905
債務者　重石正雄こと　金　　善用
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５１号
千葉県松戸市西馬橋３丁目８―25
債務者　三島　圭太
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５９号
東京都八王子市北野町593―14―303
債務者　安藤　政人
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２１７号
埼玉県八潮市八潮７丁目17―21Ｃ棟103
債務者　大橋　勝治
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２６５号
千葉県野田市古布内1168―２
債務者　内山　典子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０３号
知立市長篠町新田東49番地９　レジェンド長篠104号
債務者　包原惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１０９０号
東京都練馬区東大泉２丁目25―２
債務者　岡田　節子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２号
熊本県八代市麦島西町15号23番地303
債務者　原田　明枝（旧姓山本・宮崎）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３３号
島根県益田市美都町宇津川ロ71番地２益田市営湯の香住宅202号、前住所同市七尾町12番３号
債務者　野村　由香（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字土花222番地
破産者　神田　義徳
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子839番地３
破産者　高橋　祐子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１４３５号
京都府舞鶴市矢之助町28番地の７
破産者　大谷　龍作
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２号
大阪府柏原市玉手町18番13号、開始決定時の住所大阪府柏原市玉手町６番61―1009号
破産者　片岡工業所こと　片岡　陽一
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８６号
大阪府河内長野市栄町34番20―203号、開始決定時の住所大阪府河内長野市上田町30番地の２　513号
破産者　水上　芳奈
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９５号
大阪府南河内郡河南町大宝２丁目12番２号
破産者　西山　容子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９８２号
堺市西区鳳東町６丁664番地３　大仲ハイツ３号、開始決定時の住所堺市西区神野町２丁19番４号
破産者　石田兄弟美装こと　石田　一夫
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係